

平成 31 年(2019 年)3 月 18 日

危機管理防災課

広報県民課

国際課

## 第 1 趣旨

県の防災情報及び災害に関する情報を発信するため並びに被災者及び住民等から災害に関する情報提供を受けるために利用するソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)の指針を次のとおり定める。

## 第 2 利用する SNS

利用する SNS は、ツイッターとする。

### (1) ツイッターアカウント

ツイッターアカウントは BosaiNaganoPref とする。

のアカウントで用いるアイコンは別図のとおりとする。

のアカウントは、「長野県ツイッターに関するガイドライン」2 の(2)に定める所属ツイッターとして運用する。

このアカウントのツイッター管理者(「長野県ツイッターに関するガイドライン」第 2 の(7)に定めるツイッター管理者をいう。以下同じ。)は危機管理防災課長、広報県民課長及び国際課長とする。

### (2) その他の SNS

その他の SNS については、県機関の導入状況により随時追加する。

## 第 3 情報発信内容

### (1) 第 2 の(1)に定めるアカウントでは、次に掲げる情報の発信を行う。

災害の状況に関する情報

応急対策に関する情報

二次災害の予防に関する情報

ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報

交通規制等の状況に関する情報

それぞれの機関が講じている施策についての情報

ボランティア、義援物資の受け入れ等に関する情報

県公式ホームページの更新情報

その他必要と認められる情報

### (2) 情報の発信に当たっては、あらかじめ外国語の文例を作成する等により、多言語による情報発信に努める。

## 第 4 被災者及び住民等からの情報提供

災害状況把握の参考とするため、被災者及び住民等に対し、必要に応じて SNS を用いた災害に関する情報提供を次により呼び掛ける。

### (1) 提供を呼び掛ける情報は次のとおりとする。

災害に伴う道路における滞留車両の発生に関する情報

災害に伴い開設された避難所の生活に関する情報

その他災害の状況を踏まえ必要な情報としてツイッター管理者が認めた情報

- (2) 被災者及び住民等に対する情報提供の呼び掛けは、第2の(1)のツイッターにより行う。この際、写真及び位置情報に指定のハッシュタグを付して情報提供のツイートを行うよう呼び掛ける。
- (3) 提供のあった情報についての返信及びダイレクトメッセージ（ユーザー同士が直接行うメッセージのやりとり）は行わない。

## 第5 その他

その他本指針に定めのないものについては、「長野県ツイッターに関するガイドライン」によるものとする。

この指針は、平成26年11月11日から施行する。

この指針は、平成31年3月18日から施行する。

< 別図 >

